

一般競争入札公告

沖縄県病院事業局が発注する「令和6年度病院総務事務センター事務用ネットワーク端末機等及びアプリケーションソフト(以下「端末機等」という。)の賃貸借」契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年4月25日

沖縄県病院事業局長 本竹 秀光

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度病院総務事務センター事務用ネットワーク端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借契約
- (2) 契約内容 要求仕様書及び入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和6年5月31日(金)
- (4) 契約期間 令和6年6月1日(土)から令和10年5月31日(土)までの48ヶ月
- (5) 納入場所 要求仕様書による。

2 入札及び契約に係る特記事項

この競争入札に係る契約(以下「本契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年沖縄県条例第56号)第2条第1項の規定に基づく長期継続契約であり、前記1(4)の契約期間に関わらず、本契約の締結日に属する年度の翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、本契約を解除できるものとする。

3 入札参加資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加するものの資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿[物品関係]において、以下の各号のいずれかの種別により、登録された者であること。
 - ア 30 電気・通信用機器類
 - イ 31 電子計算機類
 - ウ 34 事務用機器類
- (2) パソコンの賃貸借に関し、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行した実績を有していること。

4 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項各号に該当する者で、その事実があった後2年間の範囲内で入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と関係を有している者。

5 入札参加資格確認の申請方法等

この競争入札に参加を希望する者は、次の関係書類を指定期限までに指定場所に提出すること。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)
- ② 使用印鑑届出書(第2号様式)
- ③ 過去2箇年間の契約実績を証する書類(第3号様式)
- ④ 競争入札参加者名簿への登録を証する書類の写し(沖縄県物品管理課の審査結果通知書の写し)
- ⑤ パソコンの設置・設定業務を確実に行うことができ、障害発生時に迅速に対応できる体制を整えていることを証する組織・保守体制表(任意様式)

(2) 提出場所及び入札に関する問い合わせ先

沖縄県病院事業局 病院総務事務センター
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番地2号 12階
電話番号098-866-2835
メールアドレス byosoujimu@pref.okinawa.lg.jp

(3) 提出期限 令和6年5月7日(火)午後2時まで ※時間厳守

(4) 受付期間 公告日から令和6年5月7日(火)午後2時まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
令和6年5月7日(火)を除く受付時間は午前9時から午後5時までとする。

6 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果は、令和6年5月7日(火)(予定)に文書等により通知する。

7 入札参加資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

8 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問は、次の期限までに指定の様式を提出して行うこと。

- (1) 質問期限 令和6年5月1日(水)午後2時
- (2) 提出場所 5(2)と同様
- (3) 提出様式 質問書(第8号様式)
- (3) 回答方法 令和6年5月2日(木)午後2時頃に沖縄県病院事業局HPに掲載。

9 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月8日(水)午前11時00分
- (2) 場所 沖縄県庁12階第2会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

10 入札の方法

- (1) 入札金額は、契約期間における賃貸借及び保守等業務に要する一切の費用を含めた額(48ヶ月の賃借料総額)とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、「沖縄県病院事業局財務規程(平成18年規程第19号)」(以下、「財務規程」という。)第132条第1項の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。入札保証金の納付においては、入札保証金納付書発行依頼書(第6号様式)に必要事項を記入し、令和6年5月7日(火)午後2時までに病院総務事務センターに提出すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に病院事業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人物が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札は再入札を含めて3回までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の13第2項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

14 最低制限価格 設定しない。

15 契約の締結

落札者の決定後、7日以内に賃貸借契約を締結しなければならない。ただし、契約当事者が特に指示したときは、この限りでない。

16 その他

- (1) その他詳細については、入札説明書による。
- (2) 使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。